



石狩西部広域水道企業団告示第8号

一般競争入札を行うので、石狩西部広域水道企業団契約規程(平成4年石狩西部広域水道企業団企業管理規程第8号)第7条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年7月8日

石狩西部広域水道企業団
企業長 赤石剛



記

1 契約担当課

〒063-0846 札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号
札幌市水道局八軒庁舎2階
石狩西部広域水道企業団業務課 電話011-215-7554

2 対象工事

「創設事業の内 送水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業
札幌ポンプ場・分水施設新設工事」
(工事の概要は別表のとおり)

3 入札参加資格

(1) 「単体」で入札に参加する場合

本工事は、「単体」又は「経常建設共同企業体」を対象としない。

(2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。ただし、対象工事ごとに定める入札参加資格として総合評定値を設定している場合、特定共同企業体の総合評定値は各構成員の総合評定値に出資の割合を乗じた点数の合計値とする。

また、構成員が2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共通事項

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 石狩西部広域水道企業団工事等競争入札参加資格者として、対象工事と同種の工種で競争入札参加資格を有していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)
- ウ 競争入札参加停止等事務処理要領(平成8年12月12日企業長決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- オ 次に掲げる者でないこと。
- (ア) 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められる者
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- (ア) 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
 - (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。

キ 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。

ク 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

ケ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

コ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(ア) 資本関係

a 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段

の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4 入札説明書を交付する期間及び場所

- (1) 期間 この告示の日から対象工事ごとに定める入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

- (2) 場所 1に同じ。

なお、企業団ホームページ (<http://www.ishikariseibu.or.jp/>) においてダウンロードすることもできる。

5 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期間

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する

提出期限までに、1に示す契約担当課へ申請書及び資料を提出しなければならない。

(2) 提出方法

対象工事ごとに定める。

6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（石狩西部広域水道企業団最低制限価格運用要領（平成18年1月30日企業長決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び石狩西部広域水道企業団低入札価格調査要領（平成18年1月19日企業長決裁）第11条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件を全て満たさなければならない。

(1) 内訳書の提出があること。

(2) 内訳書に記名及び押印があること。

(3) 内訳書の合計金額（工事価格（工事費計から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。

(4) その他内訳書の内容に疑義が無いこと。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時 対象工事ごとに定める。

(2) 場所 対象工事ごとに定める。

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。持参の場合は駐車スペースに限りがあることから可能な限り公共交通機関又は有料駐車場等を利用すること。郵送する場合は、内訳書を同封のうえ、その封書に「何々（入札に付する事項）」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければならない。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（保証金の取扱店 北海道銀行道庁支店）。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保

険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、カ～ケに掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

ア 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札

イ 入札書に記名又は押印がなされていない入札

ウ 入札書の入札金額を訂正した入札

エ 2以上の入札書を提出した者の入札

オ 入札書の内容が確認できない入札

カ 入札に関し不正の行為をした者の入札

キ 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札

ク 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

ケ 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

コ 入札日時までに到達しない入札

(4) 落札者の決定方法

対象工事ごとに定める。

(5) 企業長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(6) 調査協力義務

この入札に参加する者は、石狩西部広域水道企業団（石狩西部広域水道企業団の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。

(7) 詳細は入札説明書及び別表による。